

■ 端末設備貸出サービスに係る利用規約

(総則)	2
(用語)	2
(契約の単位)	2
(利用契約)	2
(端末設備の移転)	2
(端末設備の利用の一時中断)	3
(譲渡)	3
(契約者による利用契約の解除)	3
(当社が行う利用契約の解除)	3
(端末設備の利用停止)	3
(端末設備の種類)	4
(料金及び工事に関する費用の支払義務)	4
(設置場所の提供等)	4
(切分責任)	4
(免責等)	5
(利用に係る義務)	5
(端末設備の返還等)	5
(その他)	6

(総則)

第1条 当社は、当社が別に定める Suzuyo 光電話契約規約(以下「電話規約」といいます。)及びこの「端末設備貸出サービスに係る利用規約」(以下「本規約」といいます。)に基づき、電話規約で定める音声利用 IP 通信網サービスに関する附帯サービスとして端末設備貸出サービス(当社から音声利用 IP 通信網サービスの提供を受けるために必要となる電話規約別記4で定める端末設備を契約者へ貸与するサービスをいいます。以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 本規約の規定が、電話規約の規定と矛盾又は抵触する場合は、電話規約の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。

3 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は変更後の規約によります。

(用語)

第2条 本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、電話規約で使用する用語の意味に従います。

(契約の単位)

第3条 当社は、電話規約に基づく契約1契約ごとに1の本サービスに係る利用契約を締結します。

(利用契約)

第4条 契約者は、本サービスの利用の申込みをするときは、本規約を承諾のうえ当社所定の申込書を提出して頂きます。

2 当社は、前項に規定する利用申込みがあったときは、受け付けた順番に従って承諾します。

3 当社は、前項の規定に係らず、次の場合には、その利用申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあった端末設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込みのあった端末設備を提供するために必要な電気通信設備に余裕がないとき。
- (3) 契約者が、音声利用 IP 通信網サービス又は本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(端末設備の移転)

第5条 当社は、契約者から請求があったときは、その端末設備の移転を行います。

ただし、接続契約者回線の終端(回線収容部に収容されるもの以外のもの)の

場所の変更又は利用回線の移転に伴うものでない場合はこの限りではありません。

(端末設備の利用の一時中断)

第6条 当社は、その端末設備に係る電話契約において利用の一時中断があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に1日単位で利用出来ないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(譲渡)

第7条 当社は、端末設備を提供している電話契約に係る利用権の譲渡があった場合は、その利用権を譲り受ける者に、本サービスを利用する権利も譲渡されることとします。この場合において、譲受人は、契約者が本規約に基づき有していた一切の権利及び義務を承継します。

(契約者による利用契約の解除)

第8条 契約者は、本サービスに係る利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により通知して頂きます。

(当社が行う利用契約の解除)

第9条 当社は、第10条（端末設備の利用停止）の規定により端末設備の利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その利用契約を解除することがあります。

2 当社は、第10条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定に係らず、端末設備の利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。

3 当社は、第1項又は第2項に規定する場合のほか、端末設備に係る電話契約について契約の解除があったときは、その利用契約を解除します。

(端末設備の利用停止)

第10条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、端末設備の利用を停止することがあります。

- (1) 電話契約において利用停止があったとき。
- (2) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 第16条（利用に係る義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。

2 当社は、前項の規定により端末設備の利用を停止をするときは、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。

(端末設備の種類)

第11条 当社は、電話契約者から請求があったときは、その1の利用契約につき1又は複数の端末設備を、契約者から請求があったときは、その1の利用契約につき1の端末設備を料金表の定めるところにより提供します。

(料金及び工事に関する費用の支払義務)

第12条 契約者は、その利用契約に基づいて当社から端末設備の提供を受けたとき又は工事を要する請求をし、承諾を受けたときは、本規約に規定する料金及び工事に関する費用の支払いを要します。

2 請求書等の発行に関する料金の適用、料金の計算方法、料金及び工事に関する費用の支払方法、割増金、延滞利息並びにその他料金の取扱いについては電話規約の規定を準用します。

(設置場所の提供等)

第13条 音声利用IP通信網サービスに係る接続契約者回線等の終端（回線収容部に収容されるものを除きます。）のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が提供する端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供して頂きます。

2 当社が提供する端末設備に必要な電気は、契約者から提供して頂きます。

(切分責任)

第14条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が当社が提供する端末設備に接続されている場合であって、当社が提供する端末設備を利用することが出来なくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をして頂きます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、音声利用IP通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が提供する端末設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担して頂きます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（注）本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について特定協定事業者と保守契約を締結している契約者には適用しません。

(免責等)

第15条 当社は、当社が提供する端末設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、その契約者の損害（電話規約の規定により当社が賠償することとなる部分を除きます。）を賠償します。

(利用に係る義務)

第16条 契約者は、次のことを守って頂きます。

- (1) 当社が提供する端末設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 当社が提供する端末設備を改造又は改変等し、通信の伝送交換又は音声利用 IP 通信網サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が提供する端末設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 端末設備を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
- (5) 当社が提供する端末設備を善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
- (6) 端末設備に故障、滅失又はき損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。

2 契約者は、前項の規定に違反して当社が提供する端末設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払って頂きます。

(端末設備の返還等)

第17条 第8条（契約者による利用契約の解除）又は第9条（当社が行う利用契約の解除）の規定により利用契約が解除となったときは、その端末設備の利用契約を締結していた者は、端末設備を原状に復したうえで、当社が指定する期限までに当社が指定する場所に送付することにより当社へ返還するものとします。

2 前項で定める期限までに端末設備が返還されない場合、当社は、その端末設備の利用契約を締結していた者に対し、違約金として当社が別途指定する当該端末設備の購入代金に相当する額を請求することが出来ます。

(その他)

第18条 本規約に定めのない事項は、電話規約の規定を準用します。

料金表 ※以下、全て税抜表示

1. 機器利用料

【Suzuyo 光電話】

機器	月額利用料
Suzuyo 光電話対応機器	200 円
Suzuyo 光電話対応ルータ	300 円
無線 LAN カード	100 円

※上記金額は、Suzuyo 光電話契約規約の料金表における月額利用料に含まれています。

【Suzuyo 光電話オフィスタイプ】

機器	月額利用料
オフィスタイプ対応アダプタ 4 チャンネル用	1,000 円
オフィスタイプ対応アダプタ 8 チャンネル用	1,500 円
オフィスプラス対応アダプタ 4 チャンネル用	1,000 円
オフィスプラス対応アダプタ 8 チャンネル用	1,500 円
オフィスプラス対応アダプタ 23 チャンネル用	5,400 円
オフィスプラス複数機器対応アダプタ 32 チャンネル用	1,000 円
オフィスプラス複数機器対応アダプタ 300 チャンネル用	5,400 円

※上記金額は、Suzuyo 光電話契約規約の料金表における、Suzuyo 光電話オフィスタイプ対応アダプタ月額利用料です。

- * 当社は、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。）においてその修理又は復旧を行います。
- * 当社は、無線 LAN 対応型ルータ機能付 IP 電話対応装置については、基本装置を利用する契約者に限り増設装置（4 つまで）を提供します。
- * 無線 LAN 対応型ルータ機能付 IP 電話対応装置を用いた通信については、その一部区間において無線方式（当社が別に定めるものとしします。）により符号伝送を行うものであり、当社が別に定める範囲において利用することが出来ます。

2. 工事に関する費用

1. 適用

区分	内容
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る機器工事費を合計して算定します。
(2) 基本工事費の適用	ア 機器工事及び直流電源対応装置工事に関する工事費の額の合計額が 29,000 円までの場合は基本額のみを適用し、29,000 円を超える場合は 29,000 円までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ 1 の者からの申込み又は請求により同時に 2 以上の工事を施工する場合は、それらの工事を 1 の工事とみなして、基本工事費を適用します。
(3) 機器工事費の適用	機器工事費は、端末設備の工事を要する場合に適用します。
(4) その他工事費の適用	割増工事費の適用、工事費の減額適用については電話規約の規定を準用します。

2. 工事費の額

本サービスの利用に伴う工事に関する費用等については、電話規約に定める料金表に記載する通りとします。